

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第30回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年11月1日（金）10:04～10:48

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、島村 博之、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子  
（以上5名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（郵政行政部企画課長）、  
川久保 潤（信書便事業課課長補佐）、  
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業  
計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可（非公開）

## 開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員9名中、ただいま4名ですが、間もなく島村委員がご出席されますので、5名ということで、定足数を満たしておりますので、本会は成立いたします。

また、本日の会議は公開することにより、当事者または第三者の利益を害するおそれがあることから、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定により、非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

なお、本日の郵政行政分科会では、会議用タブレット端末を試験的に活用させていただきたいと考えております。お手元にタブレットがお配りされていると思っておりますが、ご利用をお願いいたします。

本日の案件は、諮問事項1件でございます。

それでは、諮問第1087号から1089号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○川久保信書便事業課課長補佐 それでは、諮問事項につきましてご説明させていただきたいと思っております。

初めに、本日、私ども総務省信書便事業課長の三浦が体調不良により欠席させていただいております。その代理といたしまして、同じ信書便事業課の課長補佐であります、私、川久保のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

諮問事項につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。まずは、お手元の資料30-1をごらんください。諮問第1087号「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可」につきましてご説明をさせていただければと思っております。

資料を1枚めくっていただきまして、こちらは諮問書でございます。新たな事業許可申請及び事業計画の変更の申請についての諮問でございます。

もう1枚資料をめくっていただきまして、資料別紙1というのをごらんいただければと思っております。資料別紙1、特定信書便事業の許可申請及び事業計画の変更の認可申請の概要ということで資料がございます。表紙をめくっていただきまして、資料1ページ目と2ページ目をごらんいただければと思っております。

今回の申請につきましては、新規の事業許可申請10件、それから変更の認可申請が4件ございます。まず、新規の事業許可申請ということで、申請者の概要、それから提供するサービスの概要につきまして、資料1ページ目、2ページ目に説明を書いております。今回10件の申請者がございまして、10件のうち9件が貨物運送事業を営んでいる事業者からの申請でございます。残りの1件が、1ページ目の5番、特定非営利活動法人、富山にありますNPO法人からの申請でございます。

全体を見てみますと、事業許可申請の動機としまして、既存の顧客から信書便物の送達の要請を受けて許可の申請を出してきている事業者が多ございます。全10者のうち7者が、そういった既存顧客からの信書便物の送達の要望を受けての申請でございます。それから、そのほか放送事業者とか地方公共団体といったところの入札を見込んでの申請が3件ございます。2番目の鈴仙運輸が放送事業者からの信書の送達の入札を見込んでいる、それから、3番目、5番目が官公庁、地方公共団体の入札を見込んでいる事業者でございます。

資料3ページ目をごらんください。事業計画の変更の認可申請ということで、サイクルワークスメッセージサービスから引受方法の追加、それから2号役務の内容の変更について、変更の認可申請を出してきているところでございます。引受方法は、これまでやっておりませんでした巡回サービスをやることと、営業所での引受を追加すること、それから、このサイクルワークスメッセージサービスは1号役務、2号役務、3号役務それぞれ事業許可をとっている事業者ですが、1号役務、3号役務につきまして、今まで自転車で送達をしていましたが、軽四輪自動車での送達を追加しますということ、それから、2号役務におきまして、引受箇所数を増やすということでの変更の申請でございます。

そのほかに、変更の認可申請といたしまして、日立アーバンインベストメントが巡回・集配の契約条件の変更ということで、これまで月20日程度継続した差出を契約条件にしていたましたが、これを週3日以上差出へと契約条件を変更しております。それに伴う信書便約款の変更の認可申請です。

それから、株式会社ヒューモニーから、料金の収受方法の追加ということで信書便約款の変更の認可申請がありました。これは料金を、料金回収代行事業者に一部任せるということでの信書便約款の変更の認可申請でございます。

それから、PSコミュニケーションズからですが、これまで取締役から信書便管理者を選任していましたが、もっと現場に近い、部長クラス等の役職者から信書便管理者を選任するという選任基準の変更に伴う信書便管理規程の変更の認可申請でございます。これらにつきましては、また後ほどご説明をさせていただければと思います。

次に、資料4ページ目、5ページ目をごらんください。申請者の事業収入を見ております。利用見込み通数と単価、さらに右の欄ではそれぞれの役務の種類別に信書便事業の年間の見込み収入を出しているところでございます。今回、役務の種類で見ますと1号役務での申請が非常に多くなっております。1号役務の申請、あるいは1号役務及び3号役務を一緒に申請する、あるいは10番目の琉球パートナー物流株式会社が2号役務と3号役務での申請になっております。

それから次に、資料6ページから8ページをごらんください。信書便の事業収支見積で、支出及び利益の部ということで見ております。それぞれの事業者につきまして、事業の初年度、翌年度の収入、それから支出を見ております。全ての事業者を見てみますと、信書便事業におきまして、初年度、翌年度それぞれ利益を出しているところでございます。

続きまして、資料の9ページ目をごらんください。資金計画ということで、申請者につきまして事業に要する資金、それから資金の調達方法について見ております。全ての

申請者は、事業開始に要する資金につきまして全額自己資本での調達ができるということでございます。[REDACTED]ですが、事業開始に要する資金が[REDACTED]円必要だということですが、純資産の額が[REDACTED]円で事業開始に要する資金を下回っています。こちらの事業者につきましては、[REDACTED]を確認させていただきまして、[REDACTED]を確認しておりますので、全額自己資金で調達できるという判断をしております。

次に10ページ目をごらんください。それぞれの事業者の引受け及び配達方法について見ております。引受方法につきましては、各事業者、巡回または定期集配での引受けを行うということでございます。また、そのほかに利用者の指定場所または事業者の営業所で引き受ける事業者もございます。配達方法につきましては、差出人の指図によりまして、対面交付、郵便受箱への投函またはメール室への配達をするということでございます。3番目のダイヤル運送につきましては、郵便受箱への投函がございません。対面交付またはメール室への配達を行うということでございます。

続きまして、資料11ページをごらんください。こちらは、事業計画の変更の認可申請でございます。引受方法につきましては、巡回のサービスを追加しましたということと、営業所での引受も追加しましたということでございます。

次に、資料12ページをごらんいただければと思います。資料12ページ上段でございますが、事業の許可申請に関しまして、2号役務を開始する予定の琉球パートナー物流株式会社でございます。2号役務が、引受から配達まで3時間以内でできるかどうかを確認しております。こちらにつきましては、実測で、実際に時間をはかっていたもの、それから、私どものATISというシステムで計測した時間、それぞれにつきまして、引受時間も加えた時間が3時間以内になっている、また実測につきましては、道路交通法令の規定を遵守して送達した場合に3時間以内で送達できるということで、確認できております。

それから、事業計画の変更の認可申請でございます。サイクルワークスメッセージャーサービスでございますが、こちら、引受時間を加算しても、実際の距離の実測時間、それから私どものシステムで確認した計測時間のいずれにおいても3時間以内で送達できることが確認できております。

13ページ、14ページは参考の資料で、サービスの概要ということでございます。

続きまして、資料別紙2-1をごらんください。審査結果の概要ということで、私どもで特定信書便事業者の事業許可申請につきまして、各事業者の申請書類を確認した結果でございます。それぞれ法令に定めております審査基準に適合しております。また、法令で定めております事業者の欠格事由にも該当していないということで、認められるものでございます。

まずは、法令上の審査基準であります、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであることにつきまして、引受、配達について確認をしております。問題ないということでございます。

それから、2つ目の事項といたしまして、事業の遂行上適切な計画を有するものであることという審査基準につきましても、事業収支見積、2号役務を実施する事業者につきましては3時間審査、それから役務内容が法令に適合していることにつきましても、

それぞれ適合しているという確認を行っております。

それから、3番目としまして、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであることという審査基準につきまして、資金、それから行政庁の許可等といったものについても確認しております。資金につきましては、各事業者、ちゃんと収支見積の算出方法が適切であります。また、必要な資金につきましても全て自己資金で調達できるということで、適切であること、それから、行政庁の許可等につきまして、事業を営むために必要な許可等を取得済みであるということで、適切であると判断しております。また、欠格事由につきましても、いずれとも欠格事由に該当する事業者はございません。

それから、資料別紙2-2をごらんください。こちらにつきましては、事業計画の変更の認可申請ということで確認をしております。事業計画の変更の認可申請につきまして、引受けの方法を追加するということですので、引受条件について確認しておりますが、秘密を保護するために適切なものであるということで、適切と判断をしております。

それから、3時間審査につきましても、引受箇所を増やしたということがございますけれども、3時間以内に送達可能であることが実測、それからシステムのほうでも立証されているということでございます。

それから、行政庁の許可等につきましても、1号役務、3号役務で軽四輪自動車を追加するということがございますが、それについても必要な許可等を取得済みであるということで、適切であると判断しておるところでございます。

続きまして、資料30-2をごらんいただければと思います。諮問第1088号「信書便約款の設定及び変更の認可について」でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました、新規の信書便事業許可を申請している10者、それから、変更につきましては信書便事業者3者から申請が出てきておるところでございます。

資料1枚目、表紙をめくっていただきまして、こちらに約款につきましての認可申請、それから約款の変更についての認可申請ということで、諮問書の写しがございます。

もう1枚めくっていただきまして、別紙1をごらんください。信書便約款の設定の認可申請の概要ということで、資料がございます。こちらに書いております役務の名称及び内容、引受けの条件、配達条件、転送及び還付の条件、それから送達日数の規定といったものが全て適切に規定されているかどうか確認しております。

次の2ページ目、3ページ目をごらんください。こちらにつきましては、信書便約款の変更の認可申請ということで、3者から変更約款の認可申請が出ているところがございます。網掛け部分がそれぞれの事業者が変更をするところがございます。日立アーバンインベストメントにつきましては引受けの場所ということで、あらかじめ差出人との間で定めた場所を引受けの場所として追加しておるところでございます。それから株式会社ヒューモニーにつきましては、3ページになりますが、料金の收受方法ということで、料金の回収委託業者の口座への入金を可能にするということで約款を変更しているものがございます。それからサイクルワークスメッセージャーサービスにつきましては、役務の内容の変更、それから営業所での引受けをこれまでやっていなかったんですが、追加するというところの約款の変更がございます。

続きまして、資料5ページになります。資料別紙2-1をごらんください。信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要ということで、こちらにございます。信書便約款

の設定の認可の申請につきまして、私どもで審査した結果、全て適切と認められるというところでございます。

まずは、信書便物の引受け、配達、転送・還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることという法令上の審査基準につきまして、それぞれの条件を確認しましたところ、いずれの申請者につきましても適切に認められるというところで、適切であるという判断をしております。

それから、次の6ページ目でございますが、2つ目の法令上の審査基準、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないことにつきましても、約款の内容について、特定の者に対して不当な差別的な取り扱いをする規定は見られないということで、適切であるという判断をしております。

それから、別紙2-2でございます。信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要でございます。約款の変更の認可申請がありました3者につきましても、変更する事項についてそれぞれ確認したところ、適切であるという確認ができております。2つ目の審査事項につきましても、不当な差別的取り扱いの規定がないということで、適切であると判断しているところでございます。

続きまして、資料30-3についてご説明させていただきたいと思っております。資料30-3につきましては、信書便管理規程の設定及び変更の認可についてということでございます。諮問第1089号でございます。

資料の表紙をめくっていただきますと、こちらは、信書便管理規程の設定及び変更の認可についての諮問書でございます。その写しでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1をごらんください。信書便管理規程の設定の認可申請の概要ということで書いてあります。信書便管理規程の設定につきまして、いずれの申請についても必要な事項が規定されているということで、確認しております。

1つには信書便管理者の選任につきまして適切かどうか、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法をとろうとしているかどうか、事故発生時の措置について適切な措置の規定がとられているかどうか、それから教育、訓練につきまして、ちゃんと職員の教育、訓練につきましての規定が定められているかどうかの確認をしております。

次に、2ページ目をごらんください。その他ということで、特定信書便事業の取扱いについて信書便物の秘密を保護するのに不適當な規定は定められていないということで確認しております。

次のページをごらんいただければと思います。信書便管理規程の変更の認可申請ということで、変更につきまして、2者から変更申請が出ていますが、それぞれ変更箇所につきまして確認をしております。PSコミュニケーションズ株式会社につきましては、選任基準の変更ということで、これまで取締役から信書便管理者を選任していましたが、今回、より現場に近い部長等の役職者から選任するということの変更でございます。それから、サイクルワークスメッセンジャーサービスにつきましては、引受方法に巡回サービスを追加したことよっての作業方法、また、配達手段につきましても変更ということで、こちらについても作業方法が適切であるという確認がとれています。

それから、サイクルワークスメッセンジャーサービスにつきましては、今回、顧客情

報の管理につきましても、信書便管理規程で従来も定めてはあったのですが、総務省が定めております特定信書便事業者の個人情報保護ガイドラインというのがございまして、こちらが、サイクルワークスメッセージャーサービスが許可を得た以降に定めたガイドラインでございますので、この申請の機会に個人情報保護ガイドラインの書きぶりに合わせた記載内容としていただいているところでございます。

別紙2-1をごらんください。信書便管理規程の設定の認可申請の審査結果の概要ということで資料がございます。新規に事業許可申請がありました事業者の信書便管理規程の設定の認可申請につきましても、私どもで審査した結果がこちらにございます。こちらでも、法令に定めております審査基準に適合していると認められるものでございます。まずは法令の基準であります、特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適切であることということで、それぞれの項目につきまして確認しております。信書便管理者の選任、それから信書便管理者の職務の内容がきちんと定められています。

それから、2つ目に信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法ということで、作業方法を遵守しているかどうか、それから引受方法、配達方法、送達中の滅失及び毀損防止の措置がとられているかどうか、それから転送・還付といった作業につきまして、きちんと規定されているかどうか、還付できない信書便物の管理について規定されているかどうか、事業場の作業につきまして、原則として部外者の立ち入りが禁止されているかどうか、顧客情報の管理がちゃんとしているかどうか、事故発生時の措置につきまして具体的にどういうふうに対応するか、それから捜査機関への捜査の協力といったものについて体制がとれているかどうかといったところにつきまして確認をいたしております。全ての申請者につきまして、適切であると認められます。

それから、次のページ、教育及び訓練につきましても、日常業務での教育・訓練、従業員の新規採用時、それから事故発生時においても必要に応じて訓練をすることがそれぞれの申請者の管理規程の案に盛り込まれております。

それから、その他の信書便物の秘密を保護するものとして適切なものであることということで確認しておりますが、不適当な記載は見られないということで、適切であると判断しております。

次に、別紙2-2をごらんください。7ページの資料でございます。信書便管理規程の変更の認可申請の審査結果の概要ということでございます。信書便管理規程の変更の認可申請のあった2者につきまして、その変更する事項について適切かどうか、審査基準に照らして確認しております。信書便管理者の選任について適切に定められている、あるいは、追加された引受方法が明確に定められております。送達の途中における滅失及び毀損防止の措置につきましても、追加した送達手段につきまして作業方法が明確に定められております。それから、顧客情報の管理につきまして、総務省が定めている個人情報保護ガイドラインの規定ぶりに整合性を合わせていただいております、これも適切に定められているということで判断しております。その他の事項につきましても、不適当な記載は見られないということで、適切であるという判断でございます。

以上が諮問事項第1087号から第1089号の内容でございます。

次に、資料参考1というのをごらんいただければと思います。本日、諮問させていた

だきまして、各許可及び認可の申請が適当であるという答申をいただいた場合、現在の特定信書便事業者は、11月1日付で412者になるということでございます。それぞれ、1号役務につきましては9者、2号役務の事業許可につきましては1者、3号役務につきましては3者ということでございます。

次のページ、参考2ということで、都道府県別に事業者の数を書いてあるものでございます。3ページにわたって北海道から沖縄まで書いてあります。赤い字になっているのが今回新たに事業許可を申請しているところ、それから、青い字になっているところが変更の申請があった事業者でございます。

以上でございます。これらの諮問事項につきまして、ご議論いただければと思います。よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの許可申請、認可申請の対象企業の概要及び審査結果の概要の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。永峰委員、どうぞ。

○永峰委員 細かいことですが、3ページのサイクルワークスメッセージサービス、自転車から軽四への変更というのは、理由は何でしょうか。やはり運ぶ量が増えたとか、何か理由はあるのでしょうか。

○川久保信書便事業課課長補佐 これまで自転車のみを送達だったんですが、自動車を使うことによって、より広い範囲で役務を提供できるということでの申請でございます。

○樋口分科会長 永峰委員、よろしいですか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

○永峰委員 もう1点よろしいですか。

これは認可のほうではありませんが、参考資料のほうで、参考にお伺いしたいんですが、参考2の資料に横線で消してある業者があります。これは撤退したということなのではないでしょうか。毎年何社か撤退業者があったように思いますが、今回の集計では何社が撤退しているのか、おわかりになれば教えてください。

○川久保信書便事業課課長補佐 参考2の資料で横線が引いてある事業者がございまして、東京都で2者ほど引いてありますが、前回、今年の7月に諮問させていただいて答申をいただいたんですが、それ以降廃止届のあった事業者が2者ございまして、廃止のあった事業者につきまして線を引いているところでございます。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 多賀谷委員。

○多賀谷委員 事業計画の変更認可申請の話で、大分細かいことが出てきていますけれども、これはやっぱり事業者のほうから任意で申請があったと理解してよろしいですか。

○川久保信書便事業課課長補佐 約款及び信書便管理規程につきましては、基本、法令上、変更につきましては大臣の認可の申請をいただくことになっておりますので。

○多賀谷委員 事業計画？

○川久保信書便事業課課長補佐 事業計画というのは配達方法とか引受方法を事業者で定めていただいているのですけれども、そういったものの変更のある場合は認可が必要



になってきますので、認可申請をいただいているところです。

○多賀谷委員 事業計画というのは毎年出すのですか。

○川久保信書便事業課課長補佐 いえ、事業計画は事業許可を得るときに出していただいております。変更がなければ申請を出す必要はございません。

○多賀谷委員 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。ほかにどなたかご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○樋口分科会長 ほかに意見がございませんようでしたら、諮問第1087号から1089号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することとします。

以上で、用意されました審議は終了しましたが、この際、皆様から何かご質問とか討議すべきものがあれば、ここでお話をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○二村委員 すいません、関連ということで。

先ほど2者から廃止届が出されたという話がありましたが、廃止届を出さなかった場合に、何かこの事業者にとって不都合があるのでしょうか。素朴な疑問で申しわけないんですが。そのままにしておいたほうが、自由度がきいていいんじゃないかと素人感覚で思う。

○川久保信書便事業課課長補佐 事業者の中には事業許可を得て入札、例えば市町村の公文書集配などを見込んで事業許可をとって、残念ながら落札できなかった場合、事業許可は持っているんですが、そのまま信書便はやっていないという事業者、親事業である貨物事業をやっていて、またチャンスがあればどこかいろんところの入札にチャレンジされているという事業者もいらっしゃいます。そういった事業者につきましては廃止届を出す必要はないんですけれども、廃止の理由はいろいろございます。親事業がだめになってしまうとか、あるいは経営者の方が大分高齢になってしまって、個人事業でやられているようなところが、後継者の方がいらっしゃらないで事業そのものをやめますということで廃止届を出されるような場合、いろんなケースがございます。

また、やっぱりとってみたけれども、まだ見込みがあるとか、チャレンジしようとする事業者の方はずっと持っていていただいて結構でございます。一度事業許可をとれば更新等もございませんので、ずっと持っていだけるんですけれども、信書便事業の取扱いがなくても結構なんです、それに対して、やっぱり会社そのものが倒産してしまったり、事業が立ち行かなくなったような場合に出していただいているという状況でございます。

○二村委員 今回廃止された2つのうちの1つというのは、日立物流という、非常に優良な、主要な物流事業者だと思いましたので、なぜ彼らがわざわざ廃止したのだろうという素朴な疑問を持ちました。それから、廃止届を出した企業であっても、もしもこれからやはり必要だという場合に、再度申請することは可能なんですね。

○川久保信書便事業課課長補佐 全くそこは問題ございません。もう一度申請書類を出

していただいて、私どものほうで同じ審査事項につきまして審査をさせていただいて、適切であれば、また事業許可をとれますので。

○二村委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいですか。ほかに。どうぞ。

○信書便事業課 担当のほうから一部補足説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい。

○信書便事業課 日立物流につきましては、もともとが大阪の官公庁の入札を見込んで事業許可をとられたということで、信書便事業に関しては大阪に機能があったという話でございます。

このたび、大阪において、今後、信書便事業を行わないため事業廃止するとの連絡をいただいた際、大阪以外で事業を行うこともあるのではないかとということで、担当の近畿総合通信局から大阪の日立物流の担当者を通じて本社のほうにも確認をさせていただいたんですけれども、いまのところ信書便事業を行う予定はないとの返事をいただいております。

○樋口分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○二村委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定し次第、事務局から連絡をいたします。以上で閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会